

討 論

2015年10月2日

森脇ひさき

日本共産党の森脇ひさきでございます。

私は会派を代表し、陳情3件、請願1件について委員長報告のとおり決することに反対し、その理由を述べさせていただきます。

まず、委員長報告では継続審査とされた陳情第10号「ヘイトスピーチの根絶に向けた対策を早急に講じることを求めることについて」の採択を求めます。

世界的にも問題になっているヘイトスピーチは、特定の民族や国籍、宗教等、社会的少数者に対して、侮辱的な表現でおとしめたり、差別をあおったりする言動であり、言葉や行動による暴力です。また、人権侵害であり、表現の自由の域を超えた許しがたい行為です。これを放置することは、少数者は認めないということ容認するものであり、一人ひとりが社会をつくっているという民主主義の原則を傷つけるものと言わなければなりません。したがって、その根絶に向けた早急な対策は当然のことです。「継続審査」でなく、ただちに採択することを強く求めます。

次に、委員長報告では不採択とされた陳情第16号および第17号、「安全保障関連法案について慎重な審議を求める国への意見書提出について」の採択を求めます。

十分な審議が行われたかどうかという判断は、単に審議時間だけでなく、審議を通じて国民の理解が得られたかどうか重要なポイントになると思います。安保関連法案の賛否を問う各種世論調査をみても、多くの調査で常に「反対」が「賛成」を上回り、審議を通じて「反対」が増え、最終的には6割から7割を超える人々が「反対」と答えていました。政府・与党の説明が十分かという問いには、国会終盤でも7割強から8割の方々が「十分でない」「不十分」と答えています。

また、テレビや新聞の報道等を通じてご存じのとおり、安保関連法に反対する国民の運動は空前の広がりとなりました。その多くが、組織された人たちでなく、SNS などを通じて自主的・自発的に集まった人々、自ら情報を得、勉強する中で、「これはヤバい」と感じ、人生初めて行動に踏み出した人が多数を占めていました。政府・与党は、このような国民の想いも理解することなく法案の採決に踏み切りました。この政府・与党の行為は、国民主権・民主主義を踏みじる暴挙以外何物でもありません。これが「慎重な審議を」求めるひとつの理由です。

もうひとつは、いわゆる安保関連法、わたしたちはこれからも戦争法とよびますが、審議を通じて多くの問題が明らかになりました。

当初から問題になった合憲か違憲かという問題では、戦闘地域での兵站、米軍の防護、治安維持活動、

集団的自衛権の行使、どれも憲法で禁じられている武器使用の可能性を含んでおり、憲法違反だというのが大多数の見方です。多くの憲法学者、全国の弁護士会に加え、歴代の内閣法制局長官、さらには最高裁元長官も、違憲だと政府を厳しく批判しました。合憲か違憲かというこの重要問題に、政府・与党はまともに答えているとは思えません。

また、戦争が起こった地域から避難する邦人を乗せた米艦船の防護、ホルムズ海峡への機雷掃海という、集団的自衛権行使の理由として安倍首相自身がくりかえし説明していた内容が、これも参議院での審議を通じて成り立たないことが明らかになりました。法律をつくる前提条件がなくなったのに、これに対しても新たな説明はないままです。

さらに、国会審議のかなり前から米軍と具体の話をするという、自衛隊の暴走ともいわなければならない事態が起こっていたことも発覚しました。このような数多くの解明すべき新たな問題が生じていたのに、それもおこなわず、しかも当初約束されていた公聴会の報告やそれに対する質疑もおこなわれず、「採決」とされたことはきわめて重大です。

強行された戦争法は、憲法違反であり、国のあり方を大きく変え、自衛隊員の命にかかわる重大な内容を含んでいます。そのような問題を、国民の圧倒的多数の反対の声を無視し、「十分な審議を」求める民主主義の原点を踏みにじって強行したことは、立憲主義を否定する暴挙です。もはや議会政治とは言えない「独裁政治」といわれても仕方ないではありませんか。よって、国に対し安保関連法の十分な審議を行うよう求める陳情に賛成するものです。

あわせて、私ども日本共産党は、政治的立場の違いをこえて、政党、団体、個人が力をあわせ、憲法違反の戦争法廃止、集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回のための「国民連合政府」をつくろうとのよびかけをはじめています。国政に立憲主義・民主主義・平和主義をとりもどすために引き続き闘う決意を表明し、討論とします。